

消 防 地 第 7 9 号

平成 26 年 7 月 14 日

各都道府県知事 殿

(消防防災担当課、税務担当課、人事担当課、大学担当課、市町村担当課扱い)

各指定都市市長 殿

(消防防災担当課、人事担当課、大学担当課扱い)

消 防 庁 長 官

(公 印 省 略)

第 27 次消防審議会中間答申を踏まえた消防団の更なる充実強化について (依頼)

昨年 12 月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号。以下「消防団等充実強化法」という。）が成立し、国及び地方公共団体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善、消防団員の教育訓練の改善等に関して必要な措置を講ずることが義務付けられました。

これを踏まえ、消防庁は、本年 1 月に発足した第 27 次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問し、消防審議会において、消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議が行われてきたところ、7 月 3 日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」（以下「中間答申」という。）が出されました（別添参照）。

中間答申においては、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされ、早急に取り組むべき事項についてまとめられました。

中間答申等を踏まえ、各都道府県知事におかれましては別紙 1 の事項について、各指定都市市長におかれましては別紙 2 の事項について、早急に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、市町村（一部事務組合等を含む。）に対して、別紙 2 の事項を周知していただくとともに、市町村における消防団の充実強化等に向けた取組の促進のため、積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

担当：<消防審議会中間答申に関する事項>

総務課課長補佐 濱里、事務官 安藤

TEL：03-5253-7506

<消防団の充実強化に関する事項>

地域防災室課長補佐 岡地、事務官 馬内

TEL：03-5253-7561

【都道府県において早急に取り組むべき事項】

1 地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団への加入の促進に当たっては、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、幅広い住民に向けた広報啓発活動の更なる取組を行うこと。

2 事業者の消防団活動に対する理解の促進

- 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられている。事業主等に対し、被用者の消防団への加入の理解を促すため、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを用意することが必要である。消防団協力事業所に対する法人事業税等の減税措置が長野県及び静岡県で導入されており、また、入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する取組が 20 県で行われているところ、これらの取組を導入することについて検討すること。

3 公務員の消防団への加入の促進

- 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への加入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成 26 年 6 月 11 日付け消防地第 46 号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう通知したところである。特に地域に密着した出先機関・支所等の職員の消防団への入団は、地域住民との密着性の観点から非常に望ましい取組であり、こうした取組により、更なる消防団への加入の促進を図ること。

4 大学等の協力

- 市町村とも連携しながら、大学等に対して、消防団活動に参加する学生等に対して修学上の配慮をすること、消防団活動を積極的に評価すること、大学のキャンパス内における学生消防(分)団を設置すること等について、大学等の自主性に配慮しつつ、具体的な働きかけを行うとともに、事業主等に対して、消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出等の取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的に評価されるよう働きかけに努めること。

【市町村において早急に取り組むべき事項】

1 事業者の消防団活動に対する理解の促進

- 被用者の消防団への加入の促進に当たっては、消防団員が被用者として所属する事業者の理解が不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度が設けられているところ、本年4月1日現在、1万以上の事業所が市町村表示証の交付を受けており、その数は年々増加している。他方、全市町村において消防団協力事業所表示制度が導入される必要があるが、本年4月1日現在、1720市町村のうち約670の市町村はいまだに同制度を導入していない。これらの市町村においては、速やかに同制度の導入を図ること。
- 事業主等に対し、被用者の消防団への加入の理解を促すため、消防団協力事業所に対して効果的なメリットを用意することが必要である。入札において事業者の消防団活動への協力を積極的に評価する取組が149市町村で行われているところ、この取組を導入することについて検討すること。

2 消防団への加入の促進

- 消防団への加入の促進に当たっては、広く地域における消防団活動に対する理解を促進することが重要であり、幅広い住民に向けた広報啓発活動の更なる取組を行うこと。
- 消防団等充実強化法において、公務員の消防団への加入の促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る特例規定が設けられ、平成26年6月11日付け消防地第46号通知により、地方公務員が消防団により加入しやすい環境を作るため、兼職及び職務専念義務の免除に関して柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう通知したところである。このことを踏まえ、自団体の職員の更なる消防団への加入の促進を図ること。
- 在勤者の入団について、平成17年1月26日付け消防消第18号通知にて、入団の要件として居住者のみに限定しないよう要請したところであるが、いまだに約26%の市町村は、条例上、在勤者の入団を認めていない状況となっている。勤務地における被用者の消防団への加入の促進を図るため、条例上又は運用上在勤者の入団を認めていない市町村においては、早急にその入団を認めるよう検討すること。
- 消防団員の任命資格として、居住及び勤務に加え、通学も認めるよう検討すること。また、大学等に対して、消防団活動に参加する学生等に対して修学上の配慮をすること、消防団活動を積極的に評価すること、大学のキャンパス内における学生消防(分)団を設置すること等について、大学等の自主性に配慮しつつ、具体的な働きかけを行うこと。あわせて、就職を想定したインセンティブとして消防団に所属する大学生等へ就職活動用に消防団活動を積極的に評価する推薦状の発出等の取組を実施することとし、事業主等に対し、この取組を周知し、就職活動において消防団活動が積極的

に評価されるよう働きかけに努めること。

- 女性消防団員の確保について、平成 25 年 6 月 28 日付け消防災第 252 号通知においても、その促進を要請したところであるが、約 41%の消防団において、女性消防団員がいない状況となっている。いまだに女性消防団員が所属していない消防団においては、女性消防団員の入団について真剣に取り組むとともに、既に女性消防団員が所属している消防団においてもさらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ること。
- 消防団員の定年制について、平成 17 年 1 月 26 日付け消防消第 18 号通知にて、入団の要件として年齢を限定しないよう要請したところであるが、定年年齢を 40 歳代までに限定するなど、定年年齢が極端に低い市町村もある。高齢化が進展している社会情勢に鑑み、定年年齢の引上げ等について検討すること。また、退職消防職団員については、自主防災組織のリーダー・構成員、少年消防クラブの指導者等としての活動や大規模災害時に限定して活動する機能別分団の創設等、退職消防職団員が活動しやすい環境づくりを進めること。

3 消防団員の処遇の改善

- 平成 25 年 4 月 1 日現在で 27 団体あった無報酬団体は平成 27 年度中には解消する見込みとなっているが、報酬が極端に少ない団体もある。消防団は大規模災害時に地域で即時に対応し、厳しい状況の中で長時間にわたり災害対応に当たることに鑑み、消防団の活動の実態に応じた報酬等を支給する必要があるところ、特に、年額報酬が 1 万円未満の市町村においては、地方交付税措置額の水準（年額報酬 36,500 円、1 回当たりの出動手当 7,000 円）を踏まえ、報酬の引上げを行うこと。

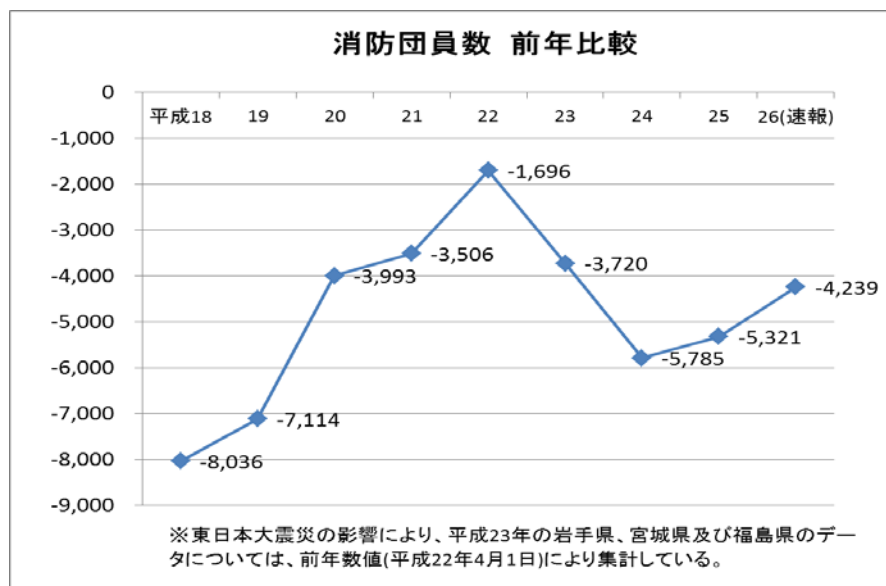
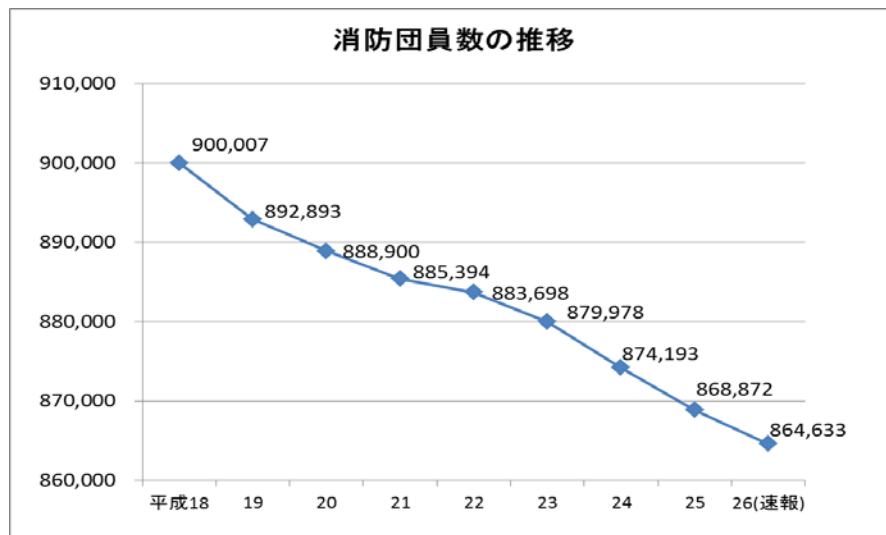
4 消防団の装備の改善

- 「消防団の装備の基準」の改正を踏まえ、地方交付税措置が大幅増額されたことを受け、消防団の装備の改善に向けた取組が進められつつあるが、地方交付税措置額に照らしてなお十分な予算が確保されていない状況にある。消防団等充実強化法が成立した機会を捉えて、一層の消防団の装備の改善を集中的・計画的に進めること。

【参考】

1. 消防団員数

		平成26年4月1日 (速報値)	平成25年4月1日	増減
消防団員数		864,633	868,872	▲ 4,239
性別	男性	842,998	848,087	▲ 5,089
	女性	21,635	20,785	850
(参考)	地方公務員	61,458	61,111	347
	郵政	5,686	5,401	285
	学生	2,656	2,417	239



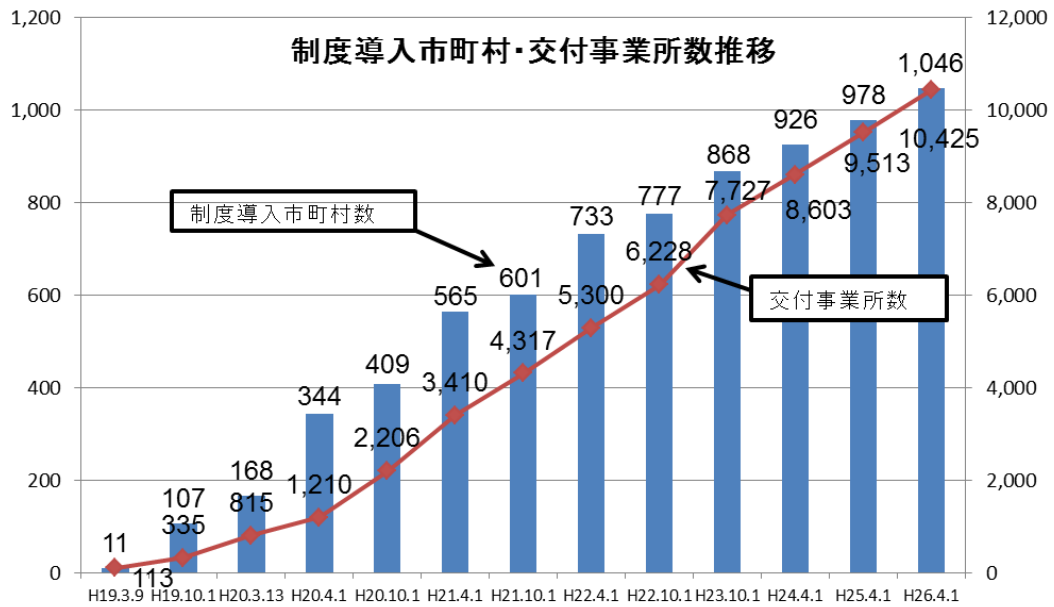
都道府県別消防団員数(速報値)

都道府県名		平成26年4月1日現在(速報値)	平成25年4月1日現在	増減
		消防団員数	消防団員数	実数
1	北海道	25,845	26,023	▲ 178
2	青森	19,465	19,527	▲ 62
3	岩手	22,411	22,523	▲ 112
4	宮城	20,310	20,720	▲ 410
5	秋田	17,491	17,544	▲ 53
6	山形	25,590	25,726	▲ 136
7	福島	34,466	34,443	23
8	茨城	23,829	23,955	▲ 126
9	栃木	14,987	14,948	39
10	群馬	11,856	11,852	4
11	埼玉	14,277	14,292	▲ 15
12	千葉	26,557	26,814	▲ 257
13	東京	23,505	23,904	▲ 399
14	神奈川	17,994	18,086	▲ 92
15	新潟	38,499	38,720	▲ 221
16	富山	9,537	9,565	▲ 28
17	石川	5,317	5,344	▲ 27
18	福井	5,720	5,661	59
19	山梨	15,125	15,203	▲ 78
20	長野	35,375	35,704	▲ 329
21	岐阜	20,647	20,901	▲ 254
22	静岡	20,562	20,826	▲ 264
23	愛知	23,430	23,504	▲ 74
24	三重	13,900	13,872	28
25	滋賀	9,172	9,212	▲ 40
26	京都	17,941	18,196	▲ 255
27	大阪	10,482	10,508	▲ 26
28	兵庫	43,655	43,873	▲ 218
29	奈良	8,517	8,601	▲ 84
30	和歌山	11,876	11,976	▲ 100
31	鳥取	5,133	5,125	8
32	島根	12,409	12,527	▲ 118
33	岡山	28,726	28,725	1
34	広島	22,275	22,313	▲ 38
35	山口	13,365	13,408	▲ 43
36	徳島	10,975	11,021	▲ 46
37	香川	7,661	7,654	7
38	愛媛	20,544	20,620	▲ 76
39	高知	8,214	8,201	13
40	福岡	25,009	25,202	▲ 193
41	佐賀	19,367	19,374	▲ 7
42	長崎	20,201	20,428	▲ 227
43	熊本	34,574	34,417	157
44	大分	15,670	15,557	113
45	宮崎	15,008	15,079	▲ 71
46	鹿児島	15,490	15,541	▲ 51
47	沖縄	1,674	1,657	17
合計		864,633	868,872	▲ 4,239

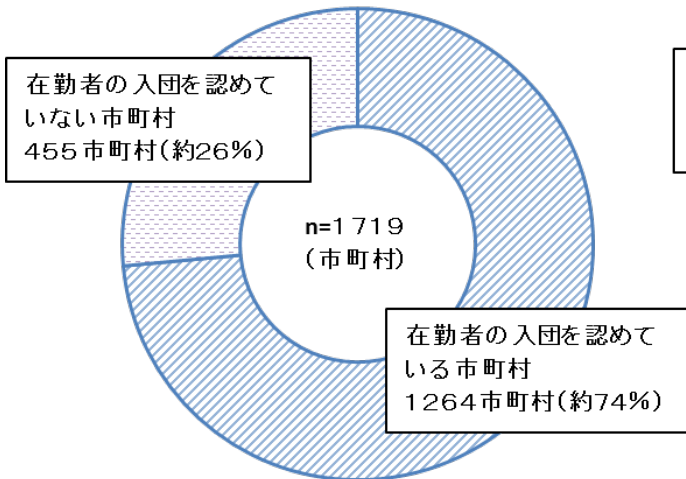
※H25の数値は平成25年消防白書のもの

2. 消防団協力事業所表示制度

調査対象：1,720市町村



3. 在勤者の入団を認めている市町村の割合 (平成26年7月1日現在)



4. 女性団員がいる消防団の割合 (平成25年4月1日現在)

